

平成 23 年 7 月 25 日

策定委員会資料

■ 基本的な考え方 ■

1. 市民自治の原則の継承

市民自治の原則とは、市民こそ地方自治の主権者であり、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。昭和 46 年に策定した第一期基本構想・長期計画において、市民自治が長期計画の原理とされ、以来 40 年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。本計画においてもこの原則を継承する。

2. 計画的な市政運営

少子高齢化や拡大・成長型から低経済成長社会への移行などを背景として、さまざまな面でこれまでとは異なる社会状況になると予測されている。このような社会の変化を乗り切るためにも、今後とも基本構想・長期計画に基づき計画的な市政運営を推進していく。

3. 市民生活視点の重視

地域で起こる公共課題は、福祉・健康・教育・子育て・環境・防災・都市基盤など行政の制度や市役所の組織と合致している場合だけではなく、行政の分野などを超えて発生する事例が多数ある。そのため、常に「市民生活にとって解決すべき公共課題は何か？」という視点に立って課題をとらえ直すこととする。

4. 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、自治体クラウドの活用による業務の標準化など、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

5. 市民文化・自治体文化の醸成

市民自治やコミュニティ活動、芸術・文化活動、学校教育や生涯学習、スポーツ振興、国内外との交流、人権・男女共同参画、まちづくりと都市景観・都市観光など、本市において営まれてきた多様な活動等の集積により、本市の都市文化・自治体文化が形成されてきた。今後も、多様な活動を通じて醸成させていく。